

一部営業店の臨時休業（窓口営業時間変更）に関する公告

株式会社山形銀行は、金融仲介機能の維持と新型コロナウイルス感染症の拡大防止の両立を図る観点から、下記のとおり、東京支店を臨時休業（窓口営業時間変更）いたしますので、定款第5条および銀行法第16条第1項の規定に基づき、公告いたします。

記

1. 臨時休業する営業店

営業店の名称	営業店の所在地
東京支店	東京都中央区京橋2丁目2番8号 明治屋京橋ビル3階

2. 窓口営業時間変更日（開始日）

2020年8月3日（月）

3. 変更内容

	変更後	変更前
窓口営業時間	平日 9:00～11:30 12:30～15:00 (休業時間11:30～12:30)	平日 9:00～15:00

※ ATMの営業時間は変更ございません。

(平日 9:00～17:00)

4. その他

通常営業再開時には、あらためてご案内いたします。

以上

2020年7月30日  
山形県山形市七日町三丁目1番2号  
株式会社山形銀行  
取締役頭取 長谷川 吉茂